

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第13号

【発行日：1998年7月30日】

～ も く じ ～

1. 県議会議員に関する
情報公開請求「資料分析」
2. 図説 かながわの財政
公債発行の現状
3. 第2回 役員会議事報告
4. 地域のオンブズ活動
かわさき市民オンブズマン
5. 事務局から
6. 今後の予定

県議会議員に関する 情報公開請求「資料分析」

神 奈川県の県議会議員による財政資金のムダ
使いの実態を明らかにすべく、①政務調査
研究費、②議員の海外視察、③議員タクシー代
の3点に絞って情報公開請求を行ないました。
以下、その概要を報告します。

平成9年度 政務調査研究費

政 務調査研究費は、政務に関する調査研究を
支援するため、議会の会派に対して交付さ
れる。神奈川県の場合、各会派の所属議員1人
につき月額53万円で算出され、年間では総額7
億円以上の支出となっている。（議員報酬はこ
れとは別に支払われる。）

使途については、「県議会各会派政務調査研
究費取扱要領 別紙1」に規定されているが、
会派が県知事に提出する収支報告は実におざ
りなものである。たとえば、すべての会派で収
入金額と支出金額が同額であったり（常識的
には考えにくい）、明細は記されていないなど、
具体的な使われ方について事実上チェックされ

ていないのが現状である。

と はいえ、政務調査研究費についてもここ数
年いくつかの動きがあり、より一層の情報
公開に向けて検討が進められている。

①平成8年度調査では項目別支出金額に百円以
下の記載がなかったが、平成9年度は1円単
位まで記載されている。

②政務調査研究費の要綱が、「各会派政務調査
研究費要綱」「各会派政務調査研究費取扱要
領」の二本立てから、平成10年度は「会派政
務調査研究費交付金交付要綱」に統一されて
いる。

③平成8年度調査で問題にした「6号様式・現金
出納簿」の扱いが、平成10年度からは「5号
様式・現金出納簿」で5年間保存が義務づけら
れた。

（資料）会派別政務調査研究費収入金額

会派名	平成8年度	平成9年度
自由民主党	272,950,000	279,312,204
社会民主党	138,871,360	121,379,345
公明神奈川	69,960,000	69,965,746
新進党・新風会	58,300,000	

県政クラブ	50,880,000	
新政 2 1	33,390,000	4,770,000
神奈川ネット	29,182,430	24,914,660
新進党クエティフ	22,681,141	3,180,489
ニューフロンティアクラブ	18,550,000	3,180,000
日本共産党	12,720,000	12,756,803
新党護憲リベラル	6,360,000	
県民の会	6,360,000	6,360,521
相模原クラブ	4,240,000	
民主クラブ	2,650,000	530,000
リバティ	1,590,000	530,000
福祉クラブ	1,060,000	6,360,225
市民の党		6,360,220
県政 2 1		99,117,654
民主県民クラブ		530,000

平成 9 年度 議員の海外視察

海外視察旅行は、ご承知の通り政務調査研究費と同様に、議員の無駄遣いとして各地で問題にされている。以下、平成 9 年度の神奈川県議会議員の海外視察の状況について報告する。

旅行命令簿等の旅費請求書によれば、随行職員は旅費等全額が清算され、議員については限度額が 140 万円に設定されている。

また、議員・職員全員にパスポート取得料として 1 万円が支給されている。この件について、口頭で改善（撤廃）の申し入れをした。議会事務局としては条例の規定に従い支出しているので違法性はないとのこと。企業では懸命にリストラを含め財政の立て直しを行なっているが、県の財政状況を考えた場合、条例云々は理由にならず、条例を改正するのは行政の仕事であると申し入れを行なった。これに対して、人事課と相談して改正できるかどうか検討する旨の回答を得た。

議員のなかには視察報告を提出していないものがいた。資料を自分で翻訳して提出する旨の報告があったが、4 月 11 日の帰国後、7 月 9

日現在でも提出がない。本人に問い合わせる旨を話したら、議会事務局で確認するから待ってほしいとの回答があった。

役務費から支出の議員タクシー代

議会事務局総務課発行の「配車基準について」によれば、本会議および委員会終了時は、原則として「最寄り駅」まで、終了時が午後 8 時以降は「自宅」までの移動に公費によるタクシーの利用を認めている。

情報公開によって入手した資料では、県庁から横浜駅東口までのタクシー代 900 円～3,240 円が支払われていた。県庁以外から乗車したもの（例：湯河原～川崎）は年間合計 687,990 円であった。本会議又は委員会終了後のタクシー代にもかかわらず、海老名の議員の場合 1 日に 2 枚チケットが発行されたケースが 2 日あった。また、午後 8 時以前にタクシー代を使用している実態が判明、平成 10 年 3 月だけで 717,910 円であった。単純計算で年間 845 万円になる。

タクシーチケットの情報公開を求めて 1 年分の請求をしたが、平成 10 年 2 月分以前のチケットは廃棄処分されて現存していなかった。証拠隠滅に相当するのではないかとの質問に対し、議会からも使用状況について反省があり、今年度からは公開する方向で検討されているとの回答を得た。

まとめ

議会事務局総務課職員との応答のなかで、政務調査研究費に含まれる旅費、議会の経費として予算化されている旅費、さらに役務費から支出されているタクシー代などの支出が重複している疑いがあることが明らかになった。

議会も議員団長会議のなかで、旅費について見直しをかける討議をしているとのこと。平成 10 年度分からは相当改善されることを期待している。かながわ市民オンブズマンとしては、これらの件について監査請求が出せるかどうか、資料分析を検討している。なお、役務費から支出されたタクシー代の監査請求機関は 7 月 20 日までである。

（本間 記）

図説 かながわの財政

公債発行の現状

地方債とは

地方財政法では非募債主義を採用しており、地方公共団体は原則として公債の発行を行わないことになっています。とはいえ、恒常的な財源不足のもとで、戦後一貫して地方債の発行が行われてきました。地方債の発行は、地方公共団体の永久の利益となるべき支出または災害等のために必要がある場合に限り認められていますが、これ以外の事業について政府が政策的に起債を認める場合には、特例法によっていわゆる「特例公債」を発行します。

これまでのところ特例公債は、中央政府が財政再建などで公共事業に関わる歳出削減政策をすすめる一方で、その穴埋めとして発行される例が少なくありませんでした。最近の例では、1985年以降の臨調行革に伴う国庫補助率の引き下げの一部を補填するために臨時財政特例債が発行されました。

90年代前半の公共事業の増加とそれに伴う公債の発行は、景気対策という側面のほかに、日米構造協議をうけた「内需拡大」という日米公約の実行という側面も持っています。

神奈川県公債発行の現状

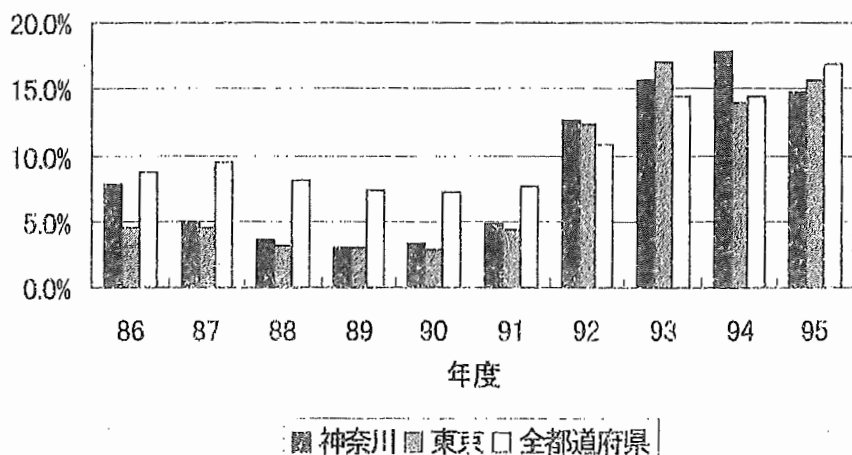
前置きが長くなりましたが、このような状況をつまえて、神奈川県の地方債の発行状況を見てみましょう。

80年代後半には、バブル景気によって税収が増加したため、神奈川県の公債発行額は低く押さえられてきました。たとえば、86年度には約893億2千万円でしたが、89年度には約442億3千万に減少しています。また、86年から89年の間に歳入は30%増加し、公債発行額は50%低下しました。これに対して、90年から94年にかけて歳入の伸びは16%にとどまりましたが、公債発行額は実に529%も増加しています。

このような関係を公債依存度という点から見てみましょう。下図は、神奈川県、東京都および全都道府県合計の公債依存度の推移を示したグラフです。公債依存度とは、歳入総額に占める公債発行額の割合のことで、県の財政がどれだけ借金漬けになっているかが分かる数字です。

80年代後半は、歳入の増加および公債発行額の減少により、公債依存度は低下していきましました。神奈川県は、東京都や全国と比べても大きく低下している事が分かります。ところが、90年代のバブル崩壊後になると、公債依存度が急激に上昇しています。92、93年度については、神奈川や東京の公債依存度が全国を上回っていますが、これは臨海副都心などの大都市再開発事業によるものと思われます。また、不況が長引くにつれて全国の公債依存度もじわじわと上昇していきましました。

公債依存度の推移



借金増加の原因は？

以上は、神奈川県の借金である公債発行の現状です。神奈川県を含めて、このような地方公共団体の借金体質の強まりは、はじめに述べたように、臨調行革以来の中央政府における一連の財政再建の動きと大きく関わっています。そこで次回は、「地方単独事業」をキーワードにしながら、この点について詳しく見ていくことにします。

(門野・村上)

第2回 役員会議事報告

記録 森田明

日時：平成10年7月10日 18:30~21:00

場所：県民サポートセンター（横浜駅西口）

活動報告

活動報告

①議会情報の公開関係（1、2面参照）

- ・海外視察・・高額の支度料、パスポート取得費の一律支給などの問題判明。議会側も見直しをする方向とのこと。視察報告書提出が遅れている議員がいる。
- ・政務調査研究費・・実績報告書について、要綱を改正して公開する方向とのこと。
- ・タクシーチケット・・使用方法に疑問大。これも見直すとのこと。
- ・議員の野球大会・・決定は参院選後とのこと。

② 座間市の談合問題

いろいろ証拠はあるが、地元での動きがまだできず。

③ 盗聴事件・監査請求

7月15日に意見陳述を行なう。警察官個人が支払ったというが、その真偽についてもきちんと判断することを求める。

④ 横浜市情報公開条例改正の動向

審査会は、6月末に学識者（成田頼明横浜国大名誉教授）からヒヤリングをしたとのこと。行政よりの学者で公開消極論者として知られてきた同氏を招いたことで市の方針は察しがつく。9月にでるという中間報告に強く意見を述べる必要。

⑤ 訴訟の動きの報告（6面日程を参照）

⑥ その他

会場発言として、栄区野七里で議員が関与した土地取引の問題が報告された。各地で同様の問題がありそう。

各地域の活動

①よこはま市民オンブズマン

情報公開条例改正、土地開発公社の「塩漬け土地」問題、外郭団体への補助金の問題の3つのプロジェクトチームが活動開始。

②全国の動き

全国大会 8/22~23 大阪にて
会員の派遣費用の負担については代表幹事が検討して提案する。
来年の大会主催地に立候補するかについては、継続討議。

運営関係

①学習会・相談会について（6面にあるとおり行なう）

②財政など

目下入金は77名。前年から更新した会員は3分の1程度。さらに請求する。新規会員、カンパを呼び掛ける。

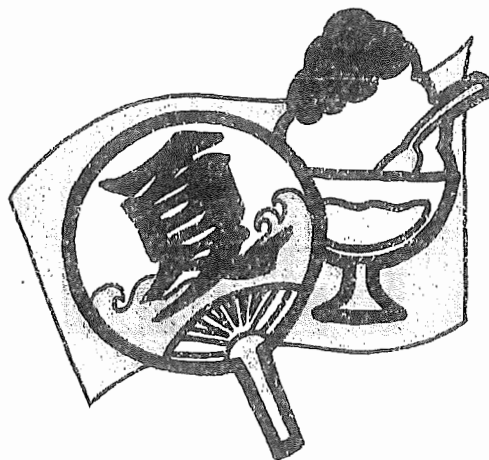
③役員会日程

今年も原則第2金曜日 午後6時30分から
県民サポートセンター とする。

次回は9月11日18:30より

（県民サポートセンターにて）

以後、10月9日、11月13日、12月11日。地方開催は未定。



地域のオンブズ活動

第6回：かわさき市民オンブズマン

1. 過去1ヶ月の活動経過報告

6/30「かわさき港コンテナターミナル」 (KCT) の監査請求

主旨：経営悪化により累積赤字が一層拡大することが明白であるにもかかわらず施設使用料を減額し、新たに資金提供しようとする行為の禁止を請求する。

7/11 学習・打ち合わせ会開催

学習テーマ：法律時報5月号対談「情報公開法の検討」の要約と解説

8月予定テーマは「市情報公開条例の検討」（議会への要望書作成）「川崎縦貫道汚職事件訴訟の進め方」。(入手資料の分析・検討)

8/8(土) 13:00～

新資料集「川崎市用地行政の問題点」説明

南伊豆保養地訴訟：問題点の整理

塩漬け土地問題の今後の戦術

第三セクターの追及対象の選定作業

7/15 川崎縦貫道汚職事件訴訟第3回公判

南伊豆保養地訴訟第1回公判

意見陳述：①「用地全体を一体利用する」との実態に添わない前提があるため、鑑定価格が不当に高額となっている。②鑑定価格は、鑑定実施日の1ヶ月前に市の稟議書に記入された金額と同じであり、この日付逆転が鑑定の不公正さを証明している。③この金額は、正規に承認された稟議書の金額が、3ヶ月後に中間職位の役職印で訂正されたもので手続き上も不当である。

(次回公判 9/16(水) 10:30 横浜地裁 102号法廷 傍聴にご参加ください)

7/17 健康福祉委員会傍聴

7/21 月例幹事会開催

7/22 総務委員会傍聴(事業再評価制度による事業計画の見直し)

7/30 KCT監査請求に関する意見陳述

2. 東和町保養施設の監査請求(予定)

主旨：平成4年度より約769百万円の財政支出を行なった当施設は、事業中断状態にあるが、速やかに撤退し今後の公金支出の禁止を請求する。

理由：①片道5時間の遠隔地(岩手県)で、かつ現地での交通事情も劣悪で利便性に欠ける。②一人当たり交通費(片道)28千円で、利用する市民の負担が過大である。③激寒地で冬期には閉鎖の可能性がある、効率性が悪い。④周辺民間施設も十分にあり、巨額な財政負担で市営施設を設ける意義はない。

3. 第三セクター問題の取組み

目的：①天下り官僚の現状を把握し、退職金などの問題点を調査する。②三セクに関わる塩漬け土地の問題点を調査する。③三セクに関わる赤字原因を調査し、その責任追及を模索する。

現状：取り合えず15企業の実態調査を実施中。今年度の当オンブズマンの主要テーマに位置づけている。

(黒田 記)

事務局から

最近、事務局の対応や事務的な不手際（会報が送られて来ないなど）に関する苦情が寄せられています。

現在、事務局は少数の会員有志で運営をしているため、十分な対応が出来ない現状にあります。この点をご理解いただくとともに、会員の皆さんには事務局運営に積極的にご参加いただくよう、ご協力お願いいたします。

会費納入のお願い

かながわ市民オンブズマンの98年度会費の納入期限が8月31日までに延長されました。まだ振込んでいない方は、お早めにお問い合わせ致します。

なお、入金のない方には9月以降広報誌の送付ができなくなるかもしれません。

★ 広報誌第14号は9月末に発行します。
(8月はお休みです。ご了承下さい。)

今後の予定

8月1日(土) / 10:00~

- ・かながわ市民オンブズマン相談会
(於 県民サポートセンター 304号室)
どなたでも参加できます。

8月22~23日

- ・市民オンブズマン 全国大会
(於 大阪)

8月23日(日) / 13:00~

- ・市民参加公開シンポジウム
「税の使途を追求するーそれは昔も今も私たち市民の権利です」
主催：税経新人会全国協議会
後援：かながわ市民オンブズマン
(於 パシフィコ横浜)

9月12日(土) / 13:30~16:30

- ・学習会
「情報公開制度を使って行政を覗いてみよう」
資料代：1,000円 講師：森田明
(於 県民サポートセンター 301号室)

9月11日(金) / 18:30~

- ・かながわ市民オンブズマン 役員会
(於 県民サポートセンター)
どなたでも参加できます。

広 報 誌：「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第13号

<第13号の編集スタッフ>

森田明 杉本三郎 保坂令子 村上英吾

事 務 局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内
(以下の時間帯には事務局員がいます)

木曜日 13:00~16:00

電 話：045-664-7825

電子メール：dcj03216@hamakko.or.jp